各地連女性協で 定期大会開かれる

女性協議会

東北地連女性協 組織率低下が問題

「女性のつどい」でお会いしましょう

10月21日・22日の二日間、福島県郡山市の月光温泉クアハイムを会場に、東北地連女性協議会第三七回定期大会が開かれました。大会には地連内七単組、東北地連、労連女性協から一六人が出席しました。

来年の「全国女性のつどい」東北開催を控え懸案が山積していたため、大会恒例の講習会は休み、話し合いの時間を長く設けました。（結局、話しすぎて時間は足りませんでした）

初日は各単組の代議員が現状を報告。組合の組織率の低下（青森）や若い世代の減少（福島）などは、ここ数年じわじわと感じていた問題でしたが、もはや切迫した状態にあることを実感しました。女性アナウンサーの契約雇用は青森と福島を中心にあいかわらず続いており、加えてこれまで契約雇用が見られなかった東北放送でも「有期契約」で二人採用（うち一人は組合に加入）したと報告がありました。

二日目は「全国女性のつどい」について、基調講演を誰にお願いするか、当日のスケジュールはどうするか、その他もろもろのアイディアを出し合いました。キャッチフレーズは「このままでいいの!?ニッポン・マスコミ・私たち」に決定しました。全国を見渡しても世代交代の時期に来ているのは確か。もしかしたらタイミングは遅いくらいかもしれませんが、先輩から後輩へと知識を継承し、基本の「基」を勉強し、憲法九条や戦争や平和、報道のあり方について真面目に考える場にしたいと考えています。

●女性協
URL
http://www.minpororen.jp./women/index.html

中四国地連女性協 各局で業務委託が進行

中四国地連女性協議会定期大会を10月29日に広島で開催し、地連女性協、単組、地連執行部、労連本部から一六人の参加がありました。

はじめに、07年4月1日にスタートする「改正男女雇用機会均等法」の施行について、広島労働局雇用均等室長の花田禮子さんを講師に迎え、改正されるポイントを学習しました。

続いて定期大会を開き、その中で各単組から職場の状況を報告してもらいました。日ごろ中々会うことのできない単組の方も参加されたので、会社の状況を聞くことができました。

セクハラやパワハラが日常的に行われているという報告では、その解決策などを話し合いました。どの会社も派遣の増加や、プロデューサー業務だけ社員が行う業務委託が進んでいたり、不明瞭な新人事制度の導入や、人員減により庶務などの仕事が増え、目に見えないところで多忙になっていたりという報告がありました。

また、月に一度、昼食を一緒に食べたり、勉強会をしたりして、社員や構内で働く人たちと「女性の集いの会」という名の交流の場を持っている単組もあり、女性の問題などを把握できる会として参考になりました。

「改正男女雇用機会均等法」を学習

九州地連女性協 均等法改正を学習

九州地連女性協議会第三三回定期大会は、10月14日・15日の二日間福岡市で開催し、労連本部、九州地連、一四単組から三九人が参加しました。

一日目は「女性の健康」と「均等法改正」についての学習会を開きました。

講演一部「知っているようで知らない？女性の健康講座」では、福岡医療団労働組合の協力で、千鳥橋病院より四人の講師を招きました。舟越光彦医師（九州社会医学研究会・千鳥橋病院副院長予防医学区医長）の講演「労働と健康～格差社会の進行の中で～」では、「地域・社会が健康になること」の必要性を強調。放送局は「健康な職場を作ること」「社会正義・民主主義を育てること」の役割を果たすことで労働者の健康を守り、健康な社会作りへ貢献することが期待されるとエールを送っていただきました。山内和幸医師（産婦人科医医長）の「女性の健康」

女性特有の月経を伴う病気・女性ホルモンを中心に」の講演では、プロジェクターを使用しながら、月経の周期と女性ホルモンの変化と症状、更年期障害、最新の医療技術など幅広く解説していただきました。「ヘルシーマンマクラブ ふくまちネット活動報告」では、「日本人の生活の欧米化で乳がんが増え、二三人に一人が乳がんになっている。早期がんは97%くらい生存可能だが、進行がんは26・4%に低下。早期がんはニセンチ以下で触ってもわからないので、マンモグラフィーを受診して欲しい」と強く訴えられました。

講演後は、日頃なかなか話しづらい悩みや不安を抱えている参加者からの質問が相次ぎました。法定の産前産後休暇六週・八週に関しては、「短いと思う。予定日はずれることもある。産後のうつもある。妊婦を社会が守るという発想があまりない。健康で職場復帰して長く働くほうがいいに決まっている」と述べられました。改めて母性保護の問題、会社負担での健康診断・婦人科検診の充実を求めていくこと、受診することの大切さを学びました。

大会に出席したみなさんで

講演二部の講師、東京法律事務所の今野久子弁護士は一部の講演を受け「私も女性特有の症状で、真冬でも法廷で汗が止まらず反対尋問での鋭さが欠けてしまったが、事情を言えなかった。健康で働くのは労働条件で一番の権利であり、弁護士会でもがん検診や産休中の弁護士会費の免除を求めている」と講演の冒頭で触れられました。（講演内容は次号掲載予定）

二日目の討論では、各単組の日頃の活動や抱えている問題について報告。非正規労働者の更なる増加により「正社員だけの職場はないといっても過言ではない」「ノウハウの継承が問題になっているが、すでに非正規社員しかできない仕事がある」「非正規社員の欠員を社員が補充」「放送準備部門では最終確認を社員が行っている局とそうでない局もある」といった差別雇用の問題がクローズアップされました。また、正社員の採用、特に女性の採用が少なく、女性部活動の運営に関する悩みの声もあがり、「組合活動は楽しくないと続かない」「組織化が難しくても日頃のコミュニケーションから問題を拾い上げることはできる」といった応援意見が出ました。

厳しい情勢の中、今こそ労働組合が力を発揮しなければなりません。均等法施行から二〇年になりますが、私たちの先輩は、若年定年制や結婚定年制等の差別定年制との闘いから始まり、様々な権利を勝ち取りました。私たちの将来、そして次世代を担う後輩たちに何を残せるか、今私たちには大きな責任があることを、二日間の大会を通じて改めて感じました。

第44回全国女性のつどい in 松島

～松島でお待ちしています！～

開催日　2007年5月19日（土）、20日（日）

場　所　日本三景　松島一の坊

※詳細は決まり次第お知らせいたします。

問い合わせ先：労連本部
03-3355-0461